



○厚生労働省告示第八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十五条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療養規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つてゐる保険医療機関又は保険薬局

五 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局

六 その他の患者が電子資格確認によつて療養の給付を受けられる資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局

六 る資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局	五 又は調剤を行つてある保険薬局	四 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療を行つてある保険医療機関又は保険薬局	三 居宅における療養上の管理及びその他の看護のみを行う保険医療機関	二 電子資格確認に必要な電気通信回線(光回線に限る。)が整備されていない保険医療機関又は保険薬局
上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間	廃止又は休止するまでの間	当該改築の工事中である施設において診療又は調剤は臨時つてある間	居宅における療養上の管理及びその他の看護のみを行う場合にあつて患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることとの確認を受けたことが始まるまでの間	上欄の電気通信回線が整備された日からの間

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療養担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示  
（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用日）」を付し、同条に次のただし書を加える。  
ただし、附則第三条の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省告示第八号）の告示の日から適用する。  
附則に次の三条を加える。  
付則に次の三条を加える。